

## 法教育の必要性とその普及に向けた取り組みについて

弁護士 亀田紳一郎

### 1 日弁連がイメージする法教育とは？

「法教育」という名称は必ずしも一般的に認知されているものとは言えませんが、1978年米国法教育法によると「法律専門家でない人々を対象に、法、法（形成）課程、法制度、これらを基礎づける基本原則と価値に関する知識と技術を身につけさせる教育」と定義されており、日本弁護士連合会で活動に携わる者の間においては一応この定義を基本として法教育を捉えています。

旧来から行われてきたいわゆる司法教育ないし消費者教育等との異同については、一般的に司法教育ないし消費者教育が法体系や法律の仕組み等を知識として知ってもらうことに主眼があると思われるのに対して、法教育は単に法や法制度に対する知識・理解だけでなく、法の背後にある重要な価値や、その衝突が生じる場面を教え、それを解決するための具体的な手法を体験的に学びとってもらおうとするものであるところに特色があるとされています。図1は米国において法教育プログラムの開発等を行っている民間団体であるCenter for Civic Education (CCE) が法教育の目標について説明する際に用いる図ですが、法的な知識を身に付けると共に、それを主体的に活かしていこうとする信念、それに従って、実践的に行動する技能の3つを備えた自律的な民主的市民の育成を目標とするものと説明されます（ただし、私はこの図にある「理想的な」市民という言い方は好きではありません）。「生まれながらの市民はいない」(CCE) という言葉に表されるように、法教育とは言っても実質的には優れて実践的な民主主義教育の側面も有していると言えます。

### 2 他国における法教育の実践

米国では1960年代より上記CCEのような民間団体を中心に展開されてきています。そのきっかけはウォーターゲート事件を契機とした若者の政治不信と、青少年犯罪の増加にあったと言われています。

それ以外でも、フィンランド・スウェーデン等の北欧諸国や、アジアでも韓国・台湾などで比較的盛んに行われていると言われています。ただ、民主主義的な面に重点を置くか、現実の法や契約の理解に重点を置くか、あるいはそれ以外のものに重点を置くか、各国によって違いがあるようです。

### 3 法教育の具体例

日本においても大学教授、教育関係者を中心として以前から法教育の手法については研究が進められてきておりましたが、4～5年前から各地の弁護士会の中でも弁護士が学校現場に行って法教育の出前授業を行うという運動が進められています。日弁連では平成15年に「市民のための法教育委員会」を設置し、全国の弁護士会でこのような法教育出前授業の推進を目指して活動をしています。

一例として平成17年7月8日に行われた東北弁護士会連合会大会のシンポジウムで報告された秋田大学附属中学校の実践例をご紹介します。ここでは、町内会におけるゴミ置場をどこにするかという問題を各グループ毎にいろいろな立場に立って議論し決定するという設問と、持ち物検査がどのような状況で許されるかについて、家庭内で母親が行う場合・学校で教師が行う場合・空港で職員が乗客に対して行う場合を例にとって考えるという設問で、合計6時間の授業を行いました（設問を添付します）。弁護士はサポート役にとどまり、学校の先生が授業を取り仕切っていますが、単に理解し記憶するという勉強ではなく、現実の問題に対していかに対処するか、いかに問題を解決するかということをいろいろな立場から考えるという手法を学んでもらえたと思います。生徒さんたちにも法的な考え方を身

近に感じてもらうという点で好評だったようです。

#### 4 日本における法教育の潮流

法教育についてはもちろん教育研究者の方々の研究や実践が先行している訳ですが、法律関係者の間でも幾つかの潮流が生まれており、現在はそれらが絡み合って1つの大きな流れを形成している状況と言えます。

##### ① 日弁連型

上記のようなアメリカの団体の手法をモデルとして実践に努めているものです。

##### ② 司法改革審議会意見書からの潮流

平成13年に公表された司法改革審議会の意見書に「司法教育の充実」が盛り込まれたことを受け、法務省では法教育研究会を作り、法教育の普及・発展への取り組みを検討し始めました。また、文部科学省でも中・高の研究校を指定するなど、本格的な取り組みへの準備を進めています。

##### ③ 裁判員制度導入に伴う市民啓発の流れ

同じく上記意見書からの流れで裁判員制度の導入が決まったことから、特に裁判所・検察庁を中心に、市民に対する同制度や裁判そのものについての啓発活動が活発になされるようになってきています。

##### ④ 消費者教育型

上記の流れとは別の活動として、従前から各地の弁護士会・司法書士会を中心として、主として高校生を対象とした消費者教育出前授業等が盛んに行われてきています。

#### 5 日弁連型法教育の課題

##### ① 普及面

「法教育」という言葉や、弁護士が講演形式以外で授業を仕切ること自体が余り学校現場に馴染んでいないため、何を目的にしているのかがなかなか伝わりにくい面があるようです。更に広報活動に努めていく必要があると思われます。

##### ② 内容面

法的な考え方とは言っても、現実には人によって様々な考え方があり、それは各人の思想信条、主義主張、世界観、倫理観等に裏付けられています。その中でどれが正しくてどれが誤りと言うことを一概に決めることはとてもできません。

そのような内心の自由にも関わる極めてデリケートな領域に安易に踏み出していくことは意図するとなしに関わらず思想教育的な色合いを持っていくようなことになりはしないかという懸念の声が弁護士会内部からも聞かれます。

この点は十分に注意しなければならないと思いますし、関係者が常々自戒しながら進めていくべきことだと思います。逆に言えば、それ故にこそ、何らかの形で法律関係者が感心を持ち続けていくべきであるとも考えています。

以 上